

企業会計基準委員会御中

企業会計基準公開草案第 14 号「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」及び
企業会計基準適用指針公開草案第 16 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針
（案）」
に対する意見

I A S 2 4 において、関連当事者として「事業体あるいは事業体の関連当事者の従業員に対する退職給付制度」が入ったのは、退職給付制度の資金の運用先として当該事業体やその関連事業体（以下、当該事業体等）への貸付や投資を強制したり推奨していたりするために、当該事業体の経営成績や財政状態と企業年金の運営が事業体の経営者の恣意的な取引の反映と見做せる仕組みとなっているケースがあるからと思われる。（英国マックスウェル事件、米国エンロン事件等）

国内の企業年金制度については、生命保険会社の年金保険等を用いる場合や信託銀行を通して年金資金の運用をしている場合には、当該事業体への恣意的な投資の入る余地がなく、自主運用をしている厚生年金基金にあっても投資ルールが法令で規定され、当該企業への恣意的な投資は排除されている。従って、一般に国内の企業年金制度は、関連当事者から除外する規定とすることが望ましい。

逆に、関連当事者に含める場合は、退職一時金を退職給付引当金として準備している場合や自社年金で資産の運用を信託銀行や生命保険会社を通さずに行なっているケースである。その資金の事前準備は、強制的に会社資産として運用することを前提としていることが多いからである。

公開草案第 14 号では、関連当事者の範囲の 1 つとして、「従業員のための企業年金（会社とは明らかに独立して運営されているものを除く。）」と記述されている。企業年金の制度は、会社の規定として運営されるのが普通であり、これは独立して運営される例外のみを排除する規定と読み取れる。上述の観点に立ち、表現を改めることにより、一般的には国内の企業年金は、関連当事者の対象外とされるように工夫されたい。

例えば、「従業員のための企業年金（国内において、生命保険会社の年金保険等を用いるケースと信託銀行を通した年金資金の運用に限定される場合を除く。）」と記述する。

また、結論の背景において、関連当事者に含める場合は、退職一時金を退職給付引当金として準備している場合や自社年金で資産の運用を信託銀行や生命保険会社を通さずに行なっているケース及びこれに準ずるケース等を例示する書き方としてはどうか。

2006/7/10
年金数理人 小島 孝一